第三条の三第一項において読み替えて準用する第一条の三第一項及び第四項並びに第一条の四並びに第三条の四第一項	法第六条の二第一項		法第十八条第四項
第三条の三第一項において準用する第一条の三第四項	確認の申請に		通知に
第三条の三第四項	第一条の三第七項、第二条の二第四項又は第三条第六項		第八条の二の二において準用する第一条の三第七項
	申請書に添える		通知書に添える
	前各項		第八条の二の二において準用する第一項
第三条の四第一項	別記第十五号様式		別記第四十二号の三の二様式
	前条		第八条の二の二において準用する前条第一項
	第二条の二又は第三条の通知書		第八条の二の五第一項において準用する前条第二項において準用する第二条の二又は第八条の二の六第一項において準用する前条第三項において準用する第三条の通知書
第三条の六	法第六条の二第六項		法第十八条第十九項
	別記第十七号様式及び別記第十八号様式		別記第四十二号の六の五様式及び別記第四十二号の六の六様式
第三条の七第一項	申請書		通知に係る通知書
第三条の七第一項及び第三条の八	法第六条の三第一項		法第十八条第五項
第三条の七第一項第一号	別記第十八号の二様式		別記第四十二号の十二の二様式
第三条の七第三項	別記第十八号の三様式		別記第四十二号の十二の三様式
第三条の八	法第六条第四項に規定する審査又は法第六条の二第一項の規定による確認のための審査		法第十八条第三項又は第四項の規定による審査